

# 優良従業員表彰規程

荻田商工会議所

昭和36年11月25日制定

第1条 本商工会議所の会員である企業の従業員を表彰する場合はこの規程による。

第2条 会員である企業の従業員を表彰しようとする事業主は第3条の規程により、これを商工会議所に届け出るものとする。

第3条 表彰を受ける従業員は次の1に該当することを要する。

(1)勤続年数が5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年及び40年に達したもの。

(2)勤務上、いちじるしい功績のあったもの。

(3)その他特に表彰する理由があるもの。

2、前項の(1)については勤続年数が5年未満の場合でも、3年以上勤務した者につき、事業主が特に表彰を必要として申し出て委員会が認めた場合は、これを表彰することができる。

第4条 表彰は会頭の賞状を贈る。

2、受賞者に記念品を贈る場合は、それに要する費用は当該事業主が負担するものとする。

3、表彰式は毎年1回これを行う。

第5条 本規程遂行は総務委員会がこれにあたる。

第6条 委員会は各事業主より推薦された受賞候補者につき表彰者を選定する。

2、委員会は表彰式の期日及方法を定める。

第7条 表彰を行うに必要であって本規程に定めのない事項については委員会の議による。

附 則 1、本規程は昭和36年度より実施する。

2、昭和49年10月16日 一部改訂。

3、平成29年9月11日 語句変更。

4、令和5年10月23日 一部改訂。